

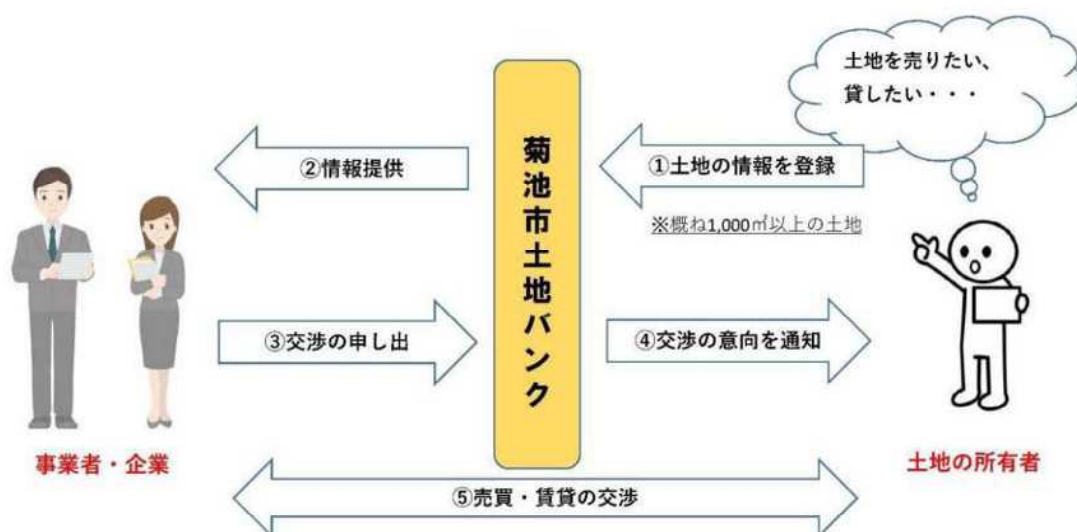
土地を売りたい、貸したいとお考えの方、 「菊池市土地バンク」に土地情報を登録されてみませんか

（制度の概要）

本市の定住促進や産業振興に寄与するため、「菊池市住宅用地等情報登録制度実施要綱（土地バンク）」を策定しました。

この制度は、土地の売却・貸付を希望される土地所有者の方が「菊池市土地バンク」に土地の情報を登録し、住宅用地等を希望する事業者・企業等へ市のホームページから広く情報を提供し、相互の売買・賃貸のスムーズな交渉を推進するものです。

【住宅用地等情報登録制度（土地バンク）のイメージ】



◎事業者から交渉の申し出があった場合は、市が事前に土地所有者の方へ交渉の意向確認を行いますので、土地所有者の方は安心して交渉に臨む事が出来ます。
（※但し、交渉自体には市が介入することはありません。）



菊池市ホームページ

（登録する土地の要件）

- 1）1区画概ね1,000㎡以上の面積
- 2）抵当権その他所有権以外の権利が設定されていないこと
- 3）土地の境界が明確であり、所有権等の権利帰属について争いがないこと。
- 4）所有者と登記名義人が同一であること。

詳しいお問合せは 菊池市役所 地域開発推進室 まで（電話：0968-41-8171）